

事 務 連 絡
令和3年12月15日

一般乗用旅客自動車運送事業者 各位

東北運輸局山形運輸支局長

臨時休車に伴う運行管理者の選任の特例措置について

標記につきまして、東北運輸局自動車技術安全部長より別添の事務連絡がありましたので了知願います。

別添

事務連絡
令和3年12月10日

山形運輸支局長 殿

自動車技術安全部長
(公印省略)

臨時休車に伴う運行管理者の選任の特例措置について

標記について、令和3年12月9日付け事務連絡により、自動車局安全政策課長より別添のとおり通知があったので、了知されるとともに関係事業者へ周知されたい。

事務連絡
令和3年12月9日

東北運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長

臨時休車に伴う運行管理者の選任の特例措置について

一般乗用旅客自動車運送事業については、道路運送法第23条により、営業所ごとに、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数によって規定された数以上の運行管理者を選任しなければならないとされている。

一方、現在、「新型コロナウイルスによる急激な需要低下に伴う休車の特例措置について」（令和3年10月14日付け、自動車局旅客課長事務連絡）において、事業計画の変更を要しない休車の特例措置（以下「臨時休車」という。）を講じているところである。

今般、臨時休車に際しての運行管理者の選任について柔軟な対応を行うため、下記のとおり取り扱うこととしたので了知されたい。なお、本事務連絡を一般社団法人 全国ハイヤー・タクシー連合会に通知していることを申し添える。

記

1. 選任すべき運行管理者の数について

臨時休車による休車車両は運行されないことから、減車された車両とみなすこととし、選任すべき運行管理者の数については、「当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数」から臨時休車による休車車両の数を引いた数を40で除して得た数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）に1を加算して得た数とする。

2. 注意事項

(1) 運行管理者の選任及び解任の届出

1. により運行管理者の選任及び解任の必要が生じた際は、道路運送法第23条に基づき、遅滞なく、その旨を国土交通大臣（運輸局）に届け出ること。

(2) 選任（解任）届出書の記載

- 旅客自動車運送事業運行管理者・補助者 選任（解任）届出書において、
- ・事業用自動車の台数の総数の欄は、当該営業所が運行を管理する事業用自動車の数から臨時休車による休車車両の数を引いた数
 - ・運行管理者の解任理由の欄は、「臨時休車のため」を記載すること。

3. 本取扱いの適用期間

令和4年3月31日までとする。なお、新型コロナウイルスの影響状況等を踏まえ適用期間を見直すことがある。

以上